

福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業における 採択検討及び評価に関する要領

第一章 総則

(目的)

第1条 この要領は、福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド運営委員会（以下「運営委員会」という。）において行う福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業に係る採択検討及び評価（以下「評価等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員 評価等を行う運営委員会の委員をいう。
- (2) 研究者 事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業補助金の交付を受けて研究を行う者をいう。
- (3) 研究代表者 複数の研究者が共同で行う研究（以下「共同研究」という。）の場合の代表者をいう。
- (4) 応募案件 公募に応じて全体計画書が提出された研究をいう。ただし、継続2年目以降の実証研究は除く。
- (5) 継続対象研究 研究代表者等から継続2年目以降の実証研究に係る全体計画書の提出があった実証研究をいう。
- (6) 採択検討 応募案件について、研究の目的、計画等を把握し、専門的見地からその内容を議論することで、研究の採否を決定する判断材料を得ることを目的として行うものをいう。
- (7) 評価 対象となる研究の進捗状況を把握し、当該研究のその後の発展に資することを目的として行うものをいう。また、継続対象研究の評価においては、当該研究の評価結果に加え、継続の採否を決定する判断材料を得る目的も兼ねるものとする。

(守秘の徹底)

第3条 評価等の過程は、非公開とする。

2 委員は、評価等の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を漏らしてはならない。

- (1) 全体計画書、実績報告書等の内容
- (2) 委員の発言内容及び評価等に関連して委員を特定できる情報

(3) 委員が行う評価等及びその集計結果

(4) 評価等の結果

(5) その他非公表とされている情報

3 委員は、評価等の結果についての問い合わせに応じないものとする。

(研究者倫理の遵守)

第4条 委員は、評価等の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第5条 評価等に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 委員自身が研究者である場合は、評価等に加わらないこととする。

(2) 委員が、研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価等に加わらないこととする。

ア 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

イ 緊密な共同研究を行う関係（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者）

ウ 同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）

エ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

オ 研究テーマの採否又は評価が委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

第二章 採択検討

(採択検討の方法)

第6条 本事業の応募案件については、原則として研究代表者等によるプレゼンテーション方式により採択検討を行うものとする。ただし、研究内容等によりプレゼンテーション実施の必要がないと認められたとき又はやむを得ない理由が認められたときはこの限りでない。

2 採択検討の実施については、次に定めるところによる。

(1) プレゼンテーション

ア 説明内容

研究代表者等は、第7条に掲げる「採択検討における着眼点」の各要素を踏まえ、全体計画書の内容をもとに、研究の目的・実施計画・収支計画等について分かりやすく説明すること。

イ 質疑応答

委員は、第7条に掲げる「採択検討における着眼点」の各要素に着眼し、説明に補足が必要な項目を中心に質疑を行うこと。

(2) 協議

ア 採択検討シートの記入

委員は、全体計画書及びプレゼンテーションの内容をもとに、採択検討シートを用いて採点及び意見等の記入を行う。

イ 採択検討シートの回収及び集計

運営委員会事務局（以下「事務局」という。）は、委員が記入した採択検討シートを回収し、応募案件ごとに、委員の意見も含めた集計結果をまとめる。なお、集計後の採択検討シートは各委員に返却する。

ウ 応募案件ごとの個別協議

運営委員会は、応募案件ごとに、事務局がまとめた集計結果をもとに協議を行う。

エ 全体協議

運営委員会は、個別協議の内容を踏まえ、応募案件全体についての協議を行う。

オ 採択検討のまとめ

事務局は、運営委員会において出された最終的な採択検討結果をまとめる。なお、各委員に返却した採択検討シートを再度回収し、検討を終了する。

(採択検討における着眼点)

第7条 次の各号に掲げる採択検討項目の着眼点は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究内容の福岡市における先進性

- ・ 研究目的やもたらされる研究成果等について、福岡市における先進性が認められるか。

福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業における採択検討及び評価に関する要領

- (2) 研究内容の福岡市への貢献性
 - ・ 研究目的やもたらされる研究成果等について、本市の抱える課題を踏まえ、将来的に本市への貢献性が認められるか。
- (3) 研究遂行における法令遵守
 - ・ 関係法令等に従い、所定の手続き・対策が講じられているか。
- (4) 研究遂行における安全性の確保
 - ・ 研究遂行にあたり、安全性を確保するために実施する方策等は明確に示されているか。
- (5) 研究遂行能力
 - ・ 研究者の研究業績または事業実績等から見て、当該研究を遂行し、成果をあげることが期待できるか。
 - ・ 研究計画の遂行に必要な研究施設、設備等の研究環境は整っているか。
 - ・ 共同研究の場合にあっては、当該共同研究を行う研究者の役割分担は明確になっているか。
- (6) 研究計画の熟考度
 - ・ 研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
 - ・ 研究目的を達成するため、研究計画は十分に練られたものになっているか。
 - ・ 研究計画は、その進め方が着実なものとなっているか。
- (7) 事業化の展望
 - ・ 研究目的やもたらされる研究成果等について、将来的に事業化につながることを期待できるか。
- (8) 研究経費の妥当性
 - ・ 研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
 - ・ 機械装置費、機械装置等借損料は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
 - ・ 直接人件費、専門家謝金等、調査旅費のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。
 - ・ 直接人件費の労務単価は、従事者の技術水準から判断して妥当であるか。

第三章 評価

(評価の方法)

第8条 本事業における研究実績については、原則として研究代表者等によるプレゼンテーション方式により評価を行うものとする。ただし、研究内容等によりプレゼンテーション実施の必要がないと認められたとき又はやむを得ない理由が認められたときはこの限りでない。

2 評価の実施については、次に定めるところによる。

(1) プレゼンテーション

ア 説明内容

研究代表者等は、第9条に掲げる「評価における着眼点」の各要素を踏まえ、実績報告書の内容をもとに、研究の進捗状況等について分かりやすく説明すること。なお、継続対象研究においては、継続2年目以降の全体計画書の内容をもとに、実施計画・収支計画等についても説明すること。

イ 質疑応答

委員は、第9条に掲げる「評価における着眼点」の各要素に着眼し、説明に補足が必要な項目を中心に質疑を行うこと。

(2) 協議

ア 評価シートの記入

委員は、説明資料及びプレゼンテーションの内容をもとに、評価シートを用いて意見等の記入を行う。

イ 評価シートの回収及び集計

事務局は、委員が記入した評価シートを回収し、研究テーマごとに、委員の意見も含めた集計結果をまとめる。なお、集計後の評価シートは各委員に返却する。

ウ 協議及び評価のまとめ

運営委員会は、研究テーマごとに、事務局がまとめた集計結果をもとに協議を行い、事務局は、運営委員会において出された評価結果をまとめる。なお、各委員に返却した評価シートを再度回収し、評価を終了する。

(評価における着眼点)

第9条 次の各号に掲げる評価項目の着眼点は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究の進展状況

- ・ 当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・ 今後の研究推進上、問題となる点はないか。

(2) これまでの研究成果

- ・ 当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつあ

福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業における採択検討及び評価に関する要領

るか。)

(3) 研究費の執行状況

- ・ 当初の計画に照らして、研究費の執行状況等に問題となる点はないか。

(4) 研究目的の達成見込み

- ・ 研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
- ・ 今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(5) 事業化の展望

- ・ 将来的に事業化につながることを期待できるか。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 2 月 19 日から施行する。